

生活 パイロット

訪問販売などの取引でも契約後、一定期間

内であれば無条件でクーリングオフについて約解除ができ、全額返の説明や申し込み内容金してもらえらるクーリングオフ制度。必ず書面で行うように、前回は書面通知の書き方を紹介しました。今回は、

クーリングオフの期間



【取引と期間】
クーリングオフの期間
▽8日：▽訪問販売
できる取引と期間
▽8日：▽訪問販売
できる取引と期間
▽8日：▽訪問販売
できる取引と期間

取引内容で異なる

入(押し買い)業者が自宅を訪ねて商品の買い取りを行う
▼20日：▽マルチ商
法▽内職商法収入が得られると言って、仕事をするための教材を買わせたり、登録料を支払わせる
【訪問購入(押し買い)の場合】期間内であれば消費者(売り主)は、買い取り業者に対して商品の引き渡しを拒むことができます。
契約書面にクーリングオフについての記載がなかったり、契約書自体を受け取っていない場合は、起算日が発生せずいつまでも